東松山市立まつやま保育園『休日保育』の利用について

**◎　休日保育が利用できる方**

以下のすべての要件に該当する場合です。

1. 市内に住所がある満１歳から小学校就学前までの児童で、認可保育所、認定こども園（保育所機能部分に限る。）及び小規模保育事業所等の地域型保育事業所に入所している児童。
2. 支給認定子ども（１号認定を除く。）
3. 保護者が勤務の都合等により、家庭での保育が困難であること。

**◎　利用できる曜日と時間について**

曜日：日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法第１７８号）に規定する休日。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く。

　　利用時間：午前８時３０分から午後５時まで

　　※　１週間のうち、平日及び土曜日の利用と合わせ、６日間の利用の範囲に限ります。

**◎　食事（昼食）について**

　　お弁当をご持参ください。おやつ及び飲み物も同様です。

**◎　定員：７人**

**◎　常備薬を服用させる対応はできません。**

**利用登録・利用予約・問合せ**

**東松山市役所保育課**

**電話番号　０４９３－２１－１４０７（直通）**

**受付は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までです。**

**１．利用登録（保育課において、随時受付）**

　⑴　利用は登録制となっていますので、必ず、事前登録をお願いします。

　⑵　登録の際は、以下の書類等をご提出ください。登録は無料です。

　　①　休日保育利用登録申請書

※　「健康保険証」又は「こども医療費受給資格証」のコピーが必要です。

②　休日保育送迎者登録票

※　お子さんの写真と送迎者の写真が必要です。

③　食物アレルギー疾患生活管理指導表等（個別対応食の必要がある方のみ。在籍する保育所等に提出したもののコピーでかまいません。）

④　休日においても児童の保育ができないことを証明する書類

　　（就労証明（調査）書【休日保育事業用】、診断書等）

⑶　登録の有効期間は、登録日から当該登録日の属する年度の末日までです。

※　登録の受付けは、保育課窓口で行います。

※　医療機関から交付される食物アレルギー疾患生活管理指導表等は、有料（保護者負担）となる場合があります。

**２．利用の申請等について**

**【利用日の５日前までに行うこと】**

**◎　利用の予約をしてください。**

①　予約は、利用希望日の属する月の２か月前から受け付けますので、利用希望日の５日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午後５時１５分までに、保育課へ直接提出してください。

②　予約申込みは、１か月ごとにまとめて行うことができます。

③　先着順となります。既に定員に達している場合は、お受けできませんので、予めご了承ください。

④　予約申込みに当たっては、登録番号、氏名、年齢をお話しの上、利用予約をしてください。

　　⑤　キャンセルする場合には、必ずご連絡ください。

　　　　次の方がお待ちになっていますので、よろしくお願いします。

**３．利用時に必要な持ち物**

全ての持ち物に必ず名前を記入してください。忘れ物のないようチェック欄を活用ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チェック欄 | 必要書類 | 数量 | 備　考 |
| □ | 休日保育利用可否決定通知書 |  |  |
| □ | 弁当（昼食用）・おやつ |  |  |
| □ | 水筒・飲物 |  |  |
| □ | はし、フォーク、スプーン、コップなど | 一式 | プラスチック製 |
| □ | 着替え一式（着脱しやすいもの） | ２組 | 必要に応じて多めにお持ちください。 |
| □ | 帽子 | 1個 |  |
| □ | ハンドタオル又はお手拭きタオル | ２枚 | 手拭・口拭きに使用します。 |
| □ | お昼寝布団一式（枕は不要） | １組 | 午睡時に使用します。 |
| □ | 紙おむつ | 6枚 |  |
| □ | ビニール袋（汚れ物入れ） | 数枚 | 汚れ物やオムツを入れます。 |
| □ | 食事用エプロン | ２枚 | 必要な方のみ |
| □ | よだれ掛け | 数枚 | 必要な方のみ |
| □ | お尻拭き | 数枚 | 必要な方のみ |
| □ | マスク | ３枚 | 3歳以上児着用（任意） |
| □ | その他（具体名　　　　　　　　　　） |  |  |

**４．利用当日の流れ**

受付で、『休日保育利用可否決定通知書』をご提出ください。

　　　※　入室する際には、必要な書類、物品の確認を担当職員とともに行ってください。

**５．お迎えの際には**

　　午後５時までには退室できるよう、ゆとりをもってお迎えに来てください。

**６．利用予定の変更について**

　　　提出した『休日保育利用申請書』の利用日時等に変更が生じた場合は、速やかに市役所保育課に連絡するとともに、休日保育の利用を辞退する場合は、『休日保育利用辞退届』を提出してください。